

議題(3)

令和 7 年度の検討内容について

(久喜市地域公共交通利便増進実施計画について)

令和7年8月

久 喜 市

Ⅰ．地域公共交通利便増進実施計画とは

（Ⅰ）計画概要

ア. 地域公共交通利便増進実施計画（以下、「利便増進実施計画」という）は、地域公共交通計画に基づき地域公共交通ネットワークの再編成や、ダイヤ・運賃などの改善により、利便性の高い地域旅客運送サービスの提供を図るための事業を実施するための計画です。

イ. 利便増進実施計画の作成に当たっては、交通事業者などの地域公共交通利便増進事業を実施しようとする者等の同意を得たうえで、国土交通大臣の認定を申請することが可能です。

「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（詳細編）」国土交通省

【計画作成のメリット】

利便増進実施計画を策定し、国土交通大臣の認定を受けることにより、次のようなメリットがあります。

① 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助に係る国庫補助上限の引き上げ

利便増進実施計画に位置付けられたネットワークの再編や車両の取得を生活交通確保維持改善計画に位置付けることで、国の補助上限を引き上げて受けることが可能

○地域公共交通計画のみの算定式（令和6年度）

対象人口 × 90円 + 100万円（定額）

○地域公共交通利便増進実施計画の認定を受けた場合の算定式（令和6年度）

対象人口 × 120円 + 230万円（定額）

② 地域公共交通利便増進実施計画推進事業の活用

利便増進実施計画に基づいて実施される利用促進及び同計画の達成状況等の評価の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助（補助率1/2）を受けることが可能

【事業例】

○利用促進に係る事業

- ・公共交通マップ、総合時刻表等の作成に要する経費
- ・公共交通、乗継情報等の提供に要する経費
- ・割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費（割引運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない）
- ・地域におけるワークショップの開催に要する経費
- ・モビリティマネジメントの実施に要する経費

○計画の達成状況等の評価に係る事業

- ・効果検証のためのOD調査や満足度調査等のフォローアップ調査費
- ・協議会開催等の事務費

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 別表26-1）

(2) 利便増進実施計画の目的

■久喜市地域公共交通計画の策定(令和6年度)

・まちづくりと連携し都市機能の増進を図るとともに、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための指針

【重点的に取り組むべき施策】(利便増進事業)

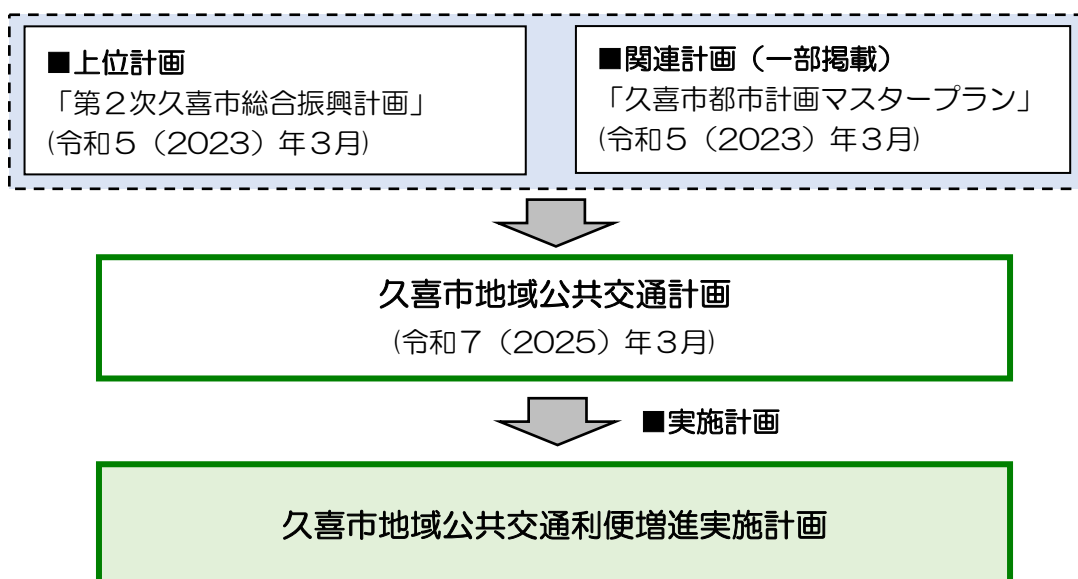
- ① 駅・拠点バス停における待合環境整備
・久喜駅などの鉄道駅や拠点バス停における待合環境の改善に取り組む
- ② 公共交通マップの整備
・公共交通に関する様々な情報を掲載した公共交通マップを作成し公共交通の利用促進を図る
- ③ 利用促進キャンペーンの実施
・県や市のイベント等に合わせて、市民や民間事業者等と連携を図りながら利用促進を図る
- ④ 公共交通運行内容の見直し
・利用実態を踏まえながら、市内循環バス・デマンド交通(くきまる)等の見直しを行う
- ⑤ 利用促進方策の検討
・市内4地区の公共交通整備状況に合わせ、公共交通を有効に活用できる環境を創出する



■久喜市地域公共交通利便増進実施計画の目的

地域公共交通ネットワークの見直し等を具体的に検討し、
円滑かつ確実な実現のため本計画を策定する

(3) 久喜市地域公共交通利便増進実施計画の位置づけ



2. 久喜市地域公共交通利便増進実施計画の検討内容

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」により、利便増進実施計画の記載項目は以下のように示されています。

〔地域公共交通活性化再生法での記載事項〕

	記載事項	記 載 内 容
①	実施区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を記載する。
②	事業の内容 実施主体	利便増進事業の具体的な事業内容及び実施主体（委託先含む）を一覧表などで表すとともに、当該事業の実施区域内で事業の対象となった路線・ダイヤ・運賃などのサービス内容について、事業実施前と後についてそれぞれ記載する。
③	地方公共団体による支援の内容	利便増進事業に関連して地方公共団体が行う支援策（予算的支援以外の支援を含む。）の具体的内容について記載する。
④	実施予定期間	利便増進事業の実施予定期間を記載する。その際、実際に利便増進事業を行う時点のみではなく、利便増進実施計画に位置付けられた事業により事業実施後の地域旅客運送サービスを維持する期間についても含めて定める。
⑤	事業実施に必要な資金の額 調達方法	利便増進事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載する。総事業費（運行費を含む）とともに、これに見合った資金調達の額及び調達方法を運送収入、事業者負担、補助金、委託費等の項目ごとに記載する。
⑥	事業の効果	地域公共交通計画に記載した目標や評価指標等を参考にしながら、目標項目や評価項目ごとに利便増進事業の効果を記載する。
⑦	関連して実施する事業等	地域公共交通計画に利便増進事業と関連して実施される事業がある場合、地域公共交通計画における記載内容（施策体系、施策・事業名、事業概要、実施主体、実施時期等）を記載する。

「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（詳細編）」国土交通省

3. 久喜市地域公共交通利便増進実施計画のスケジュール

■検討スケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画準備	■										
事業内容、事業効果及び実施主体の検討・整理		■					■	■	■		
事業実施に必要な資金の額・調達方法の検討							■	■	■		
市内循環バス運行ルート・ダイヤ再編検討【現況分析】		■	■	■							
市内循環バス運行ルート・ダイヤ再編検討【検討】				■	■	■	■	■			
利便増進事業に関連して実施する事業の検討					■	■	■	■			
その他計画を策定する上で必要な調査・検討						■	■	■			
計画のとりまとめ									■	■	■
庁内会議 久喜市地域公共交通会議			○	★		○	○	★		○	★
パブリックコメント									★		

■久喜市地域公共交通会議の開催予定と検討内容

交通会議	開催時期(予定)	検討内容(案)
第1回	8月	・地域公共交通利便増進実施計画・計画方針について ・市が運行する公共交通の利用状況分析について
第2回	10月	・コミュニティバス(市内循環バス)の課題抽出と再編の方向性について ・利便増進事業の検討方針について
第3回	12月	・コミュニティバス(市内循環バス)の再編内容について ・利便増進事業の事業内容について
第4回	3月	・久喜市地域公共交通利便増進実施計画案について